

静岡県告示第615号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業を営む者の 資格	漁業者の数
うなぎ稚魚 漁業（メッ コ網）	操業区域（別 記の操業区域 をいう。以下 同じ。）の1	12月1日 から翌年 4月30日 まで	定めなし	定めなし	浜松市旧西区、 旧北区若しくは 湖西市に住所を 有する者又はそ の者のみが採捕 従事者となり県 内に主たる事業 所を有する法人	法人1（従事者 数212名以内） 又は個人212
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで）	操業区域の2		船舶使用 不可	船舶使用 不可	浜松市旧南区に 住所を有する者 又はその者のみ が採捕従事者と なり県内に主た る事業所を有す る法人	法人1（従事者 数98名以内） 又は個人98
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで）	操業区域の3		船舶使用 不可	船舶使用 不可	磐田市竜洋地区 若しくは駒場地 区に住所を有す る者又はその者 のみが採捕従事 者となり県内に 主たる事業所を 有する法人	法人1（従事者 数44名以内） 又は個人44

うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで・瀬 張網）	操業区域の 4		定めなし	定めなし	磐田市（竜洋地区及び駒場地区を除く）若しくは袋井市浅羽地区に住所を有する者又はその者のみが採捕従事者となり県内に主たる事業所を有する法人	法人 1（従事者数117名以内） 又は個人117
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい、瀬 張網）	操業区域の 5		定めなし	定めなし	掛川市に住所を有する者又はその者のみが採捕従事者となり県内に主たる事業所を有する法人	法人 1（従事者数11名以内） 又は個人11
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の 6		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧大東町大浜地区に住所を有する者又はその者のみが採捕従事者となり県内に主たる事業所を有する法人	法人 1（従事者数44名以内） 又は個人44
うなぎ稚魚 漁業（三日 月たも、た も・さで）	操業区域の 7		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧浜岡町に住所を有する者又はその者のみが採捕従事者となり県内に主たる事業所を有する法人	法人 1（従事者数52名以内） 又は個人52

うなぎ稚魚 漁業（三日 月たも、た も・さで）	操業区域の 8		船舶使用 不可	船舶使用 不可	御前崎市御前崎 地区若しくは白 羽地区に住所を 有する者又はそ の者のみが採捕 従事者となり県 内に主たる事業 所を有する法人	法人 1（従事者 数23名以内） 又は個人23
うなぎ稚魚 漁業（三日 月たも、た も・さで、 うげ）	操業区域の 9		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧相良町に住所 を有する者又は その者のみが採 捕従事者となり 県内に主たる事 業所を有する法 人	法人 1（従事者 数33名以内） 又は個人33
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで）	操業区域の10		船舶使用 不可	船舶使用 不可	牧之原市に住所 を有する者又は その者のみが採 捕従事者となり 県内に主たる事 業所を有する法 人	法人 1（従事者 数26名以内） 又は個人26
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の11		船舶使用 不可	船舶使用 不可	旧榛原町に住所 を有する者又は その者のみが採 捕従事者となり 県内に主たる事 業所を有する法 人	法人 1（従事者 数32名以内） 又は個人32

うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の12		船舶使用 不可	船舶使用 不可	吉田町または旧 大井川町に住所 を有する者又は その者のみが採 捕従事者となり 県内に主たる事 業所を有する法 人	法人1（従事者 数121名以内） 又は個人121
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の13		船舶使用 不可	船舶使用 不可	焼津市（旧大井 川町の範囲を除 く）に住所を有 する者又はその 者のみが採捕従 事者となり県内 に主たる事業所 を有する法人	法人1（従事者 数23名以内） 又は個人23
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の14		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市駿河区に 住所を有する者 又はその者のみ が採捕従事者と なり県内に主た る事業所を有す る法人	法人1（従事者 数8名以内） 又は個人8
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の15		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市清水区に 住所を有する者 又はその者のみ が採捕従事者と なり県内に主た る事業所を有す る法人	法人1（従事者 数8名以内） 又は個人8

うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の16		船舶使用 不可	船舶使用 不可	静岡市清水区由 比地区、蒲原地 区若しくは富士 市に住所を有す る者又はその者 のみが採捕従事 者となり県内に 主たる事業所を 有する法人	法人1（従事者 数8名以内） 又は個人8
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで、ぶ ったい）	操業区域の17		船舶使用 不可	船舶使用 不可	富士市に住所を 有する者又はそ の者のみが採捕 従事者となり県 内に主たる事業 所を有する法人	法人1（従事者 数5名以内） 又は個人5
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで）	操業区域の18		船舶使用 不可	船舶使用 不可	南伊豆町に住所 を有する者又は その者のみが採 捕従事者となり 県内に主たる事 業所を有する法 人	法人1（従事者 数2名以内） 又は個人2
うなぎ稚魚 漁業（たも ・さで）	操業区域の19		船舶使用 不可	船舶使用 不可	沼津市若しくは 清水町に住所を 有する者又はそ の者のみが採捕 従事者となり県 内に主たる事業 所を有する法人	法人1（従事者 数8名以内） 又は個人8

2 別記操業区域

番号	操業区域
操業区域の1	(1) 浜名湖一円及び今切口新居離岸堤内側 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれる区域及びホ、ヘ、ト、チ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれる区域を除く。 点の位置 イ JR第3鉄橋の西側から5番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ロ JR第3鉄橋の西側から11番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ハ JR第3鉄橋の西側から11番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 ニ JR第3鉄橋の西側から5番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 ホ 浜名大橋の西側から3番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ヘ 浜名大橋の西側から6番目橋脚北端から正北へ30メートルの地点 ト 浜名大橋の西側から6番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点 チ 浜名大橋の西側から3番目橋脚南端から正南へ30メートルの地点
操業区域の2	(1) 天竜川の国道150号線掛塚橋下流端から河口までの右岸の区域及び同河口右岸から西へ400mに至る海岸域並びに掛塚橋7番ピーヤから国道150号線遠州大橋6番ピーヤ及び河口中央を結んだ線より右岸寄りの中洲。ただし、右岸堤防の距離標（1km）と左岸堤防の距離標（1km）を結んだ線より下流側の中洲は除く。 (2) 馬込川の国道1号線馬込新橋下流端から河口まで及び馬込川河口左岸から東へ300mの地点より河口右岸から西へ300mの地点に至る海岸域 (3) 芳川の江之島新橋下流端から馬込川合流点までの区域
操業区域の3	(1) 天竜川の国道150号線掛塚橋下流端から河口までの左岸の区域及び同河口左岸から東へ400メートルに至る海岸域並びに掛塚橋7番ピーヤから国道150号線遠州大橋6番ピーヤ及び河口中央を結んだ線より左岸寄りの中洲 (2) 1号排水路の碧水橋上流端、同排水路の左岸側竜洋リバーサイドテニスコート（磐田市駒場6866－5）前の堤防端、同排水路の竜洋水門から上流側100mの左岸堤防端及び竜洋水門の上流端を結んだ線に囲まれた区域 (3) 2号排水路の松頼橋上流端から同橋下流側の兩岸1つ目の外灯を結んだ線に至る区域 (4) 6号排水路の駒場灯台橋1つ下流側の橋の上流側兩岸の水路合流点を結んだ線から竜洋海浜公園ボート乗り場棧橋付け根と駒場灯台橋2つ下流側の橋の正西60m地点の杭を結んだ線に至る区域 (5) 6号排水路の3号排水路合流点、6号排水路の駒場灯台橋上流20m地点の護岸狭窄部及び駒場灯台橋下流端に囲まれた区域

操業区域の 4	たも・さでの場合 (1) 仿僧川の西橋下流端から太田川合流点に至る区域 (2) 太田川の県道403号線二瀬西橋下流端から河口に至る区域 (3) 原野谷川の諸井橋下流端から太田川合流点に至る区域 (4) 太田川河口右岸から西へ200メートルの海岸域 (5) 福田漁港内 ただし、(5)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。 瀬張網の場合 (1) 仿僧川の西橋下流端から太田川合流点に至る区域 (2) 太田川の東岸旧豊浜前川合流点上端から上流に向かって約50メートルから約150メートルの間
操業区域の 5	たも・さで、ぶったいの場合 (1) 弁財天川の国道150号線弁財天川橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から東へ100メートルの地点より右岸から西へ100メートルの地点に至る海岸域 瀬張網の場合 (1) 弁財天川の国道150号線弁財天川橋下流端から河口までの区域
操業区域の 6	(1) 菊川の鹿島橋下流端から河口に至る区域 (2) 与惣川の与惣川橋下流端から菊川との合流点に至る区域 (3) 牛淵川の鹿島橋下流端から菊川との合流点に至る区域 (4) 高松川の汐風橋下流端から菊川との合流点までの区域及び大東マリーナ内 (5) 菊川河口左岸から東へ1,500メートルの地点より右岸から西へ1,500メートルの地点に至る海岸域
操業区域の 7	(1) 箴川の平場前川合流点から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域（ただし旧浜岡町の範囲に限る） (2) 新野川の右岸側一線川合流点と浜岡ゴルフプラザ事務所建物（御前崎市佐倉4556）の南端を結んだ線から右岸側市部川水門の階段と同階段の南東方向（真方位135度）の左岸側浜岡原子力発電所の外灯を結んだ線に至るまでの区域、御前崎市池新田の新野川右岸堤防の静岡県距離鈐（0.4km点）と御前崎市佐倉の新野川左岸堤防の静岡県距離鈐（0.4km点）を結んだ線から河口に至るまでの区域及び新野川河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (3) 西村川放水路コンクリート出口から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (4) 東前川河口左岸から東へ20メートルの地点より河口右岸から西へ20メートルの地点に至る海岸域

	(5) 御手洗川放水路コンクリート出口から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域
操業区域の8	(1) 御前崎港バイオマス発電所北東方向の埠頭の付け根より北東方向の車止め上部縁石18個目の南西端に至る海岸域。ただし付け根から3個目縁石南西端までの海岸域を除く。 (2) 御前崎共同物流センター北東向かいの埠頭の港内道路13号線付け根の地点より北西方向（真方位325度）80メートル地点の岸壁角に至る海岸域 (3) 御前崎共同物流センター東方向の港内道路13号線付け根より北西へ25メートルの地点に至る海岸域およびアオキトランス（株）北方向の港内道路13号線付け根より南東へ25メートル地点に至る海岸域 (4) 御前崎港内中央埠頭陸閘10号ゲート北端部より北東方向の堤防の付け根に至る海岸域および同堤防の付け根より4番目ケーソン北西端に至る貯木場側の海岸域 (5) 御前崎魚市場北東方向の堤防の付け根北側より北方向の中央埠頭1、2号の境界に至る海岸域 (6) 御前崎魚市場南西端前の岸壁より御前崎造船北方向2番目の堤防の付け根に至る海岸域から堤防を除いた海岸域 (7) 御前崎造船北西の堤防両側の海岸域。ただし堤防先端の東西に延びる堤防の海岸域は除く。 (8) 県道357号線下岬交差点東方向の堤防の付け根より15メートルの地点（屈曲点）に至る北西側の海岸域 (9) 元根川の河口左岸から北東へ113メートルの地点より河口右岸から南西へ50メートルの地点に至る海岸域 (10) 日向子駐車場前の排水路から北東へ10メートルの地点より排水路から南西へ10メートルの地点に至る海岸域 (11) 元御前崎シーサイドグラウンドゴルフ前の海岸のスロープから北西へ20メートルの地点より元太平閣建物前の海岸に至る海岸域 (12) 御前崎灯台の南西方向（真方位225度）の海岸より潮騒広場前の海岸に至る海岸域 (13) みさき墓園の南西方向（真方位210度）の海岸より航空自衛隊御前崎分屯基地の西側を流れる水路の河口に至る海岸域 (14) 東松沢川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (15) 西松沢川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (16) 原前川の海岸堤防下流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域

	(17) 中西川の中西中橋の上流端から河口までの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (18) 箴川の緑橋下流端から河口に至るまでの区域及び河口左岸から東へ50メートルの地点より河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域（ただし旧御前崎町の範囲に限る） (19) 旧御前崎町と旧浜岡町との境界線から東へ150メートルの地点に至る海岸域 ただし、(1)～(7)の区域内であっても、「海上における人命の安全のための国際条約（通称：SOLAS条約）」に基づき立入禁止となっている区域及びその他港湾管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。
操業区域の9	たも・さで、三日月たもの場合 (1) 南駿河湾漁業協同組合相良支所北東方向の埠頭の付け根から東へ60メートルの地点より同支所南東方向の堤防先端北側に至る海岸域および同堤防の付け根南側より同堤防から南方向の堤防の付け根に至る海岸域 (2) 萩間川の天の川合流点の上流670メートルの徳村橋下流端北端と対岸の階段北端を結んだ線から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点に至る海岸域 (3) 萩間川河口右岸から延びる堤防の付け根南側より相良シーサイドパーク南東方向の堤防の付け根から南東へ60メートルの地点に至る海岸域。ただし萩間川河口右岸から延びる堤防の南西方向にある堤防の海岸域を除く。 (4) 樋尻川の河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (5) 大久保川の大久保川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域 (6) 須々木川の須々木川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域 (7) 倉沢川の防潮堤下流端から河口までの区域 (8) 西藤川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (9) 甚太郎川の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (10) 東沢川東沢橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (11) 地頭方都市下水路の防潮堤下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (12) 地頭方漁港内から堤防を除いた海岸域及び地頭方海浜公園付け根北側から北へ100メートルの地点に至る海岸域

	ただし、(1)、(3)及び(12)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。 うげの場合 (1) 萩間川の岩堀電設(株)と対岸の放水路を結んだ線から新橋下流端までの区域
操業区域の10	(1) 堺川の河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域（ただし旧相良町の範囲に限る） (2) 大磯川の河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ50メートルの地点に至る海岸域 (3) 南駿河湾漁業協同組合相良支所北東方向の埠頭の付け根から東へ60メートルの地点より同支所南東方向の堤防先端北側に至る海岸域および同堤防の付け根南側より同堤防から南方向の堤防の付け根に至る海岸域 (4) 萩間川の天の川合流点の上流670メートルの徳村橋下流端北端と対岸の階段北端を結んだ線から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ100メートルの地点に至る海岸域 (5) 萩間川河口右岸から延びる堤防の付け根南側より相良シーサイドパーク南東方向の堤防の付け根から南東60メートルの地点に至る海岸域。ただし萩間川河口右岸から延びる堤防の南西方向にある堤防の海岸域を除く。 (6) 樋尻川の河口左岸から北へ50メートルの地点より河口右岸から南へ50メートルの地点に至る海岸域 (7) 須々木川の河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ100メートルの地点に至る海岸域 (8) 地代川の河口左岸から北へ100メートルの地点より河口右岸から南へ200メートルの地点に至る海岸域 ただし、(3)及び(5)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。
操業区域の11	(1) 大幡川の花ぞのぼし下流端から河口（吉田漁港）までの区域 (2) 湯日川の県道31号線岩留橋下流端から河口（吉田漁港）までの区域 (3) 吉田漁港内及び同漁港東側堤防付け根から北東へ50メートル、同漁港西側堤防付け根から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 (4) 坂口谷川の坂口谷川橋下流端から河口までの区域並びに同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 (5) 勝間田川の深谷橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 ただし、(3)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。

操業区域の12	(1) 大幡川の花ぞのぼし下流端から河口（吉田漁港）までの区域 (2) 湯日川の県道31号線岩留橋下流端から河口（吉田漁港）までの区域 (3) 吉田漁港内及び同漁港東側堤防付け根から北東へ50メートル、同漁港西側堤防付け根から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 (4) 坂口谷川の坂口谷川橋下流端から河口までの区域並びに同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 (5) 勝間田川の深谷橋下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ50メートルの地点より河口右岸から南西へ150メートルの地点に至るまでの海岸域 (6) 藤守川の県道355号線藤守水門橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域 (7) 志太田中川の六軒屋大橋下流端から河口（大井川港）に至る区域 (8) 大井川港内 (9) 大井川河口左岸から大井川港南防波堤灯台に至る海岸域 ただし、(3)、(8)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。
操業区域の13	(1) 浜当目の東益津排水トンネル出口から左右30メートルに至る海岸域 (2) 瀬戸川の牛田橋下流端から河口までの区域及び河口左岸から北へ300メートルの地点に至る海岸域 (3) 朝比奈川の朝比奈川橋下流端から瀬戸川合流点に至る区域 (4) 焼津漁港内（焼津地区、新港地区、小川地区） (5) 柘山川の柘山川水門下流端から河口までの区域及び同河口左岸から北東へ200メートルの地点より河口右岸から南西へ200メートルの地点に至る海岸域 ただし、(1)及び(3)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。
操業区域の14	(1) 大谷川放水路の大谷川水門下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ100メートルの地点より河口右岸から西へ100メートルの地点に至る海岸域 (2) 浜川の国道150号線浜川大橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域 (3) 安倍川の右岸の国土交通省標識（0km点）と左岸の国土交通省標識（0km点）を結んだ線から河口までの区域並びに、河口左岸から北東へ100メートルの地点より河口右岸から南西へ100メートルの地点に至る海岸域 (4) 用宗漁港東防波堤、西防波堤の両先端を結んだ線から港内全域及び小坂川に架かる県道416号線（旧国道150号線）新小坂川橋下流端に至る区域並びに用宗漁港西防波堤より南西へ100メートルの地点に至る海岸域 ただし、(4)の区域内であっても、漁港管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。

操業区域の15	(1) 興津第1埠頭西側の付け根（興津4号岸壁東端）から興津第2埠頭東側の付け根（興津5号岸壁西端）までの海岸域 (2) 波多打川の国道1号線橋下流端から河口までの区域及び興津第2埠頭西側の付け根（興津14号岸壁右端）から袖師第1埠頭東側の付け根（袖師5号岸壁左端）までの海岸域 (3) 庵原川のJR東海道本線橋下流端から河口までの区域及び河口右岸10メートルから河口左岸袖師15号岸壁東端に至るまでの海岸域 (4) 袖師第2埠頭西側の付け根（蜷川排水路口）から愛染川水門までの海岸域 (5) 巴川の国道150号線羽衣橋下流端から河口までの区域及び河口右岸から中田川河口右岸までの海岸域 (6) 富士見埠頭南部浄化センター排水口から左右に20メートルの海岸域 ただし、(1)～(6)の区域内であっても、「海上における人命の安全のための国際条約（通称：SOLAS条約）」に基づき立入禁止となっている区域及びその他港湾管理上安全のために立ち入り禁止となっている区域を除く。
操業区域の16	(1) 富士川のJR東海道新幹線鉄橋下流端から河口に至る右岸区域及び富士川河口右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (2) 日本軽金属蒲原工場放水路の防潮堤下流端から河口までの区域並びに同河口から左右へ50メートルに至る海岸線 (3) 油缶川の防潮堤下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ30メートルの地点より河口右岸から西へ30メートルの地点に至る海岸域 (4) 向田川の蒲原中道新向田橋下流端から河口までの区域並びに河口左岸から東へ30メートルの地点より河口右岸から西へ30メートルの地点に至る海岸域 (5) 和瀬川の県道370号線共進橋下流端から河口までの区域 (6) 由比漁港の外港に流れ込む排水路口及び左右へ20メートルの区域
操業区域の17	(1) 昭和放水路口の左岸から東へ100メートル、右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (2) 潤井川の河口から左右へ50メートルの区域 (3) 田子の浦港港口の右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (4) 早川放水路口の左岸から東へ150メートル、右岸から西へ50メートルの地点に至る海岸域 (5) 富士市元富士排水ひ管口から左右へ50メートルの地点に至る海岸域 (6) 富士川のJR東海道新幹線鉄橋下流端から河口に至る左岸区域及び同河口左岸から東へ100メートルの地点に至る海岸域
操業区域の18	(1) 青野川の加畑橋下流端から河口左岸堤防先端と南伊豆町手石弁財天岬先端を結んだ線で囲まれた水域及び同河口左岸堤防から北東へ200メートルの地点に至る海岸域 (2) 青野川支流の旧河道部及び南野川の旧河道部合流点から青野川の合流点までの区域

	(3) 鯉名川の出会橋下流端から青野川との合流点までの区域 (4) 前田川の前田川水門下流端から青野川との合流点までの区域 (5) 下流川の浜出橋下流端から河口までの区域及び下流漁港内 (6) 広浦川河口から上流へ50メートルまでの区域
操業区域の19	(1) 狩野川の黒瀬橋上流端から河口までの区域

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月10日から令和7年10月10日まで

4 備考

この公示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年4月30日までとする。